7 併給の調整 重要度 B

1 併給の調整の整理

1. 併給のイメージ

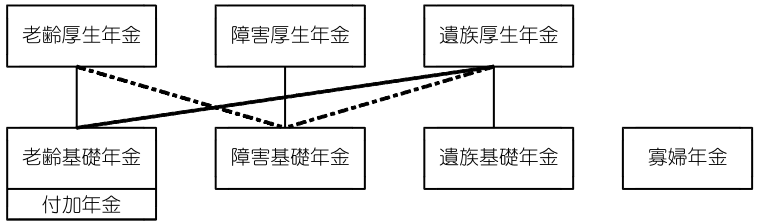

—— 同一の支給事由に基づく給付の併給
—— 遺族の特例による併給（受給権者が 65 歳以後に限る）
----- 障害者の特例による併給（受給権者が 65 歳以後に限る）

POINT

支給事由が異なる組合せで併給するときは，受給権者が 65 歳以後に限る。

2. 併給調整の取扱い

① 併給調整の対象となる → 調整する → いずれか一方を選択 / 他方を支給しない

② 併給調整の対象とならない → 調整しない → 併給される（両方を受給できる）

POINT

1 「併給の調整の対象となる」とは

⇒ 調整をするということ。すなわち，いずれか一方を選択して受給したり，いずれか一方のみを支給すること。

2 「併給の調整の対象とならない」とは

⇒ 調整をしないということ。すなわち，両年金を併給することができる。

2 基礎年金からみた併給の調整

1. 老齢基礎年金

＜原　則＞

老齢基礎年金は，その受給権者が他の国民年金の年金給付又は厚生年金保険法による年金たる給付を受けることができるときは，その間，その支給が停止される。つまり，併給調整が行われ，選択受給となる。

＜例　外＞

ただし，次の組合せで併給することができる。

① **［老齢基礎年金（付加年金）］**※1 とこれと**同一の支給事由**に基づいて支給される**［老齢厚生年金］**

② **［老齢基礎年金（付加年金）］**と**［遺族厚生年金］**　※2

※1：付加年金の受給権を有している場合は，「老齢基礎年金」を「老齢基礎年金＋付加年金」として適用する。以下同じ。

※2：その受給権者が 65 歳に達しているものに限る。

2. 障害基礎年金

＜原　則＞

障害基礎年金は，その受給権者が他の国民年金の年金給付を受けることができるときは，その間，その支給が停止される。つまり，併給調整が行われ，選択受給となる。

＜例　外＞

ただし，次の組合せで併給することができる。

① **［障害基礎年金］**とこれと**同一の支給事由**に基づいて支給される**［障害厚生年金］**

② **［障害基礎年金］**と**［老齢厚生年金］**　※

③ **［障害基礎年金］**と**［遺族厚生年金］**　※

※：その受給権者が 65 歳に達しているものに限る。

3. 遺族基礎年金

＜原　則＞

遺族基礎年金は，その受給権者が他の国民年金の年金給付又は厚生年金保険法による年金たる給付を受けることができるときは，その間，その支給が停止される。つまり，併給調整が行われ，選択受給となる。

＜例　外＞

ただし，次の組合せで併給することができる。

［遺族基礎年金］とこれと**同一の支給事由**に基づいて支給される**［遺族厚生年金］**